



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL: 03-3201-3404
FAX: 03-3201-3434
URL: <https://www.mclaw.jp>
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年12月に施行される法律の中から「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」及び「消費生活用品安全法等の一部を改正する法律」の概要をご紹介します。

◆スマホ法の全面施行（令和7年12月18日施行）

令和6年6月に成立した「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（略称「スマホ法」）が令和7年12月18日に全面施行される予定です。以下、スマホ法の概要について、ご紹介します。

1. スマホ法の趣旨

スマートフォンの普及が進む中で、その利用に必要なソフトウェアが特定少数の事業者によって寡占状態になっており、自由な競争が阻まれている状態に照らし、セキュリティやプライバシーを確保しつつ、競争を促進し、消費者としては競争により生まれたようなサービスを選択でき恩恵を享受できるようにする。

2. 指定事業者の禁止行為

一定規模以上の事業者で公正取引委員会の指定を受けた事業者（指定事業者）は、以下の行為が禁止されます。

- ① 取得データの不当な使用
- ② アプリ事業者に対する不公正な取扱い
- ③ 他のアピリストアの提供妨害
- ④ モバイルOSの機能利用妨害
- ⑤ 他の課金システムの利用妨害
- ⑥ リンクアウト、ステアリングの制限等
- ⑦ 他のブラウザエンジンの利用妨害
- ⑧ 自社のソーシャルログインの利用強制
- ⑨ 検索結果の表示における自社優遇

3. 指定事業者遵守義務

指定事業者は以下の遵守義務を負います。

- ① 取得データの利用条件等の開示措置
- ② 取得データの利用者に対する移転措置
- ③ デフォルト設定の変更、選択画面表示措置
- ④ 追加インストールの同意、アンインストールに関する措置
- ⑤ 仕様変更等の開示、期間の確保等の措置

4. コメント

紙面の都合で全て載せられませんでしたが、どのような行為が禁止され、どのような義務を負うのかについては、公正取引委員会の資料が分かりやすくまとめられていますので、必要に応じてご参照ください。

◆消費生活用品安全法等の改正について

令和6年、消費生活用品安全法等の一部を改正する法律が成立し、令和7年12月25日から施行されます。同法は、ネット取引の拡大と、子ども用の製品の安全性確保に対応することを内容としています。

1. ネット取引拡大への対応

近時、通販サイトを通じ、多くの日本国内の消費者が海外事業者から直接製品を購入していますが、製品の安全性について責任を負うべき者が国内に存在しない等の問題点が指摘されていました。そこで、改正法は次のような規定を新設しま

した。

(1) 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任)

海外事業者がデジタルプラットフォームを通じ、国内の輸入事業者を介さずに特定製品（消費生活用品のうち、消費者の生命又は身体に特に危害をおそれが多いと認められるもののうち、政令で定めるもの）を販売する場合、当該海外事業者に対し、国内における選任者（国内管理人）の選任を求めることがとされました。

(2) 海外デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等

消費者に危害が及ぶと認められる等の場合に、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該製品の出品削除等の危害防止措置を要請する等の措置を講ずることができるものとされました。

(3) 届出事項の公表制度

特定製品の製造又は輸入を行う者が所定の届出を行った場合、届出事項と届出を行った旨を公表することとされました。

(4) 法令違反者の公表制度

法令等に違反する行為を行った者の氏名等を公表できるものとされました。

2. 玩具等の子ども用の製品への安全確保への対応

子ども向けの製品について安全性を担保する制度がなく、事故後に個別対応を余儀なくされました。そこで、改正法は次の措置を講じています。

(1) 子供用製品に係る規制の創設（原則）

特定製品のうち、主として子どもの生活の用に供される製品であって、一定の表示が必要として政令で定めるものを、「子供用特定製品」と定義し、販売に際して一定の制限（技術基準・仕様年齢基準への適合、年齢その他使用に関して注意を促すための文言の表示）を設けました。

(2) 子供用特定製品の中古品特例（例外）

子供用特定製品の中古品について、上述の表示が確認できない場合でも、主務大臣の承認を条件に、例外的に販売を可能とする特例が定められました。

（弁護士友成亮太、弁護士門屋徹）

◆航空法等の改正

昨年1月2日に起きた羽田空港における航空機衝突事故を受け、12月1日から航空法等が概要以下の通り改正されます。

(1) 空港における滑走路の安全対策強化

- ① 滑走路安全行動計画の策定及び滑走路安全チームの設置、
- ② 滑走路状態表示灯(RWSL)等の適切な運用の確保、
- ③ 滑走路進入車両に対する位置情報等送信機の搭載、
- ④ グランドハンドリング事業者に対する安全監督体制の強化

(2) 操縦士に対するCRM訓練*等の充実(*Crew Resource Management)：ヒューマンエラーの発生を防止するためのパイロット間のコミュニケーション等を向上させる訓練）